

BSE 確認状況について

厚生労働省医薬食品局食品安全部

	確認年月日 (とちく日・死亡日)	生年月日 (確認時の月齢)	品種 (性別)	生産地 (飼育地)	検査実施機関 (確認検査実施機関)	臨床症状等	確認検査結果
1	平成13年9月10日* (平成13年8月6日)	平成8年3月26日 (64ヶ月齢)	ホルスタイン種 (雌)	北海道佐呂間町 (千葉県白井市)	千葉県 ((独)動物衛生研究所)	起立不能 敗血症	WB法 + 免疫組織化学検査 + 病理組織検査 +
2	平成13年11月21日 (平成13年11月19日)	平成8年4月4日 (67ヶ月齢)	ホルスタイン種 (雌)	北海道猿払村 (北海道猿払村)	北海道留萌保健所天塩支所ウブシ駐 在所 (帯広畜産大学)	無し	WB法 + 免疫組織化学検査 + 病理組織検査 -
3	平成13年12月2日 (平成13年11月29日)	平成8年3月26日 (68ヶ月齢)	ホルスタイン種 (雌)	群馬県宮城村 (群馬県宮城村)	埼玉県中央食肉衛生検査センター (横浜検疫所輸入食品・検査検査セン ター、帯広畜産大学)	無し	WB法 + 免疫組織化学検査 + 病理組織検査 +
4	平成14年5月13日 (平成14年5月10日)	平成8年3月23日 (73ヶ月齢)	ホルスタイン種 (雌)	北海道音別町 (北海道音別町)	北海道釧路保健所 (帯広畜産大学)	左前肢神経麻痺 起立困難	WB法 + 免疫組織化学検査 + 病理組織検査 +
5	平成14年8月23日 (平成14年8月21日)	平成7年12月5日 (80ヶ月齢)	ホルスタイン種 (雌)	神奈川県伊勢原市 (神奈川県伊勢原市)	神奈川県食肉衛生検査所 (国立感染症研究所)	起立不能 股関節脱臼 両側前肢関節炎 乳房炎 熱射病	WB法 + 免疫組織化学検査 + 病理組織検査 -
6	平成15年1月20日 (平成15年1月17日)	平成8年2月10日 (83ヶ月齢)	ホルスタイン種 (雌)	北海道標茶町 (和歌山県粉河町)	和歌山市保健所食肉衛生検査室 (国立感染症研究所)	起立障害	WB法 + 免疫組織化学検査 + 病理組織検査 +
7	平成15年1月23日 (平成15年1月21日)	平成8年3月28日 (81ヶ月齢)	ホルスタイン種 (雌)	北海道湧別町 (北海道網走市)	北海道北見保健所 (帯広畜産大学)	無し	WB法 + 免疫組織化学検査 + 病理組織検査 -
8	平成15年10月6日 (平成15年9月29日)	平成13年10月13日 (23ヶ月齢)	ホルスタイン種 (去勢)	栃木県大田原市 (福島県双葉郡葛尾村)	茨城県県北食肉衛生検査所 (国立感染症研究所)	無し	WB法 + (注4) 免疫組織化学検査 - 病理組織検査 -
9	平成15年11月4日 (平成15年10月29日)	平成14年1月13日 (21ヶ月齢)	ホルスタイン種 (去勢)	兵庫県氷上郡 (広島県福山市)	福山市食肉衛生検査所 (国立感染症研究所)	無し	WB法 + 免疫組織化学検査 - 病理組織検査 -
10	平成16年2月22日 (平成16年2月20日)	平成8年3月17日 (95ヶ月齢)	ホルスタイン種 (雌)	神奈川県秦野市 (神奈川県平塚市)	神奈川県食肉衛生検査所 (国立感染症研究所)	起立困難 股関節脱臼	WB法 + 免疫組織化学検査 + 病理組織検査 +
11 (注5)	平成16年3月9日 (平成16年3月4日)	平成8年4月8日 (94ヶ月齢)	ホルスタイン種 (雌)	北海道標茶町 (北海道標茶町)	十勝家畜保健衛生所 ((独)動物衛生研究所)	股関節脱臼 (死亡牛)	WB法 + 免疫組織化学検査 + 病理組織検査 +
12	平成16年9月13日 (平成16年9月10日)	平成11年7月3日 (62ヶ月齢)	ホルスタイン種 (雌)	熊本県泗水町 (熊本県泗水町)	熊本県食肉衛生検査所 (国立感染症研究所)	無し	WB法 + 免疫組織化学検査 + 病理組織検査 +
13	平成16年9月23日 (平成16年9月21日)	平成8年2月18日 (103ヶ月齢)	ホルスタイン種 (雌)	北海道士幌町 (奈良県新庄町)	奈良県食品衛生検査所 (国立感染症研究所)	起立不能 股関節脱臼	WB法 + 免疫組織化学検査 + 病理組織検査 +

- (注1) 病理組織検査は、脳組織に明らかな空胞が認められた場合、「+」としている。
 (注2) いずれの場合もBSEを疑う臨床症状は確認されなかった。
 (注3) 平成15年2月に神奈川県でスクリーニング検査陽性となった牛1頭は、BSE確認検査の結果、陰性と判断するには至らなかった。
 (注4) 糖鎖パターン及びプロテアーゼ耐性がこれまで確認されたBSEのものとは異なっていた。
 * : BSE検査陽性確認
 (注5) 生産段階における死亡牛の検査で確認されたものであり、と畜場へは搬入されていない。

平成16年9月13日
照会先：厚生労働省医薬食品局
 食安全部監視安全課
課長：南
担当：道野（内線2473）

牛海綿状脳症（BSE）確定診断の結果について

平成16年9月13日に「牛海綿状脳症の検査に係る専門家会議」委員による検討の結果、下記の牛はBSEであるとの結論を得ましたので、お知らせします。

なお、この牛の食肉、内臓等、当該牛に由来するものは、焼却処分とするため、市場には流通しませんので、念のため申し添えます。

注：「牛海綿状脳症の検査に係る専門家会議」については、ウエスタンブロット法による検査、免疫組織化学検査及び病理組織検査の結果が典型的なものであったため、座長の判断で会議を開催せずに電子メールにより確定診断を行いました。

記

〔検体を採取した牛〕

処 理 年 月 日 : 平成16年9月10日
性 別 : 雌
品 種 : ホルスタイン
月 齢 : 62ヶ月
飼 育 地 : 熊本県菊池郡泗水町
スクリーニング
検 査 実 施 機 関 : 熊本県食肉衛生検査所
確認検査実施機関 : 国立感染症研究所

※ 当該牛の地元に対する取材には、十分御配慮をお願いします。

平成16年9月23日
照会先：厚生労働省医薬食品局
 食安全部監視安全課
課長：南
担当：道野（内線2473）
 直通 03-3595-2337
 携帯 090-8582-2140

牛海綿状脳症（BSE）確定診断の結果について

平成16年9月23日に「牛海綿状脳症の検査に係る専門家会議」委員による検討の結果、下記の牛はBSEであるとの結論を得ましたので、お知らせします。

なお、この牛の食肉、内臓等、当該牛に由来するものは、焼却処分とするため、市場には流通しませんので、念のため申し添えます。

注：「牛海綿状脳症の検査に係る専門家会議」については、ウエスタンブロット法による検査、免疫組織化学検査及び病理組織検査の結果が典型的なものであったため、座長の判断で会議を開催せずに電子メールにより確定診断を行いました。

このため、9月24日（金）18時から予定していた会議の開催は中止します。

記

〔検体を採取した牛〕

処 理 年 月 日 : 平成16年9月21日
性 別 : 雌
品 種 : ホルスタイン
月 齢 : 103ヶ月
飼 育 地 : 奈良県北葛城郡新庄町
スクリーニング
検査実施機関 : 奈良県食品衛生検査所
確認検査実施機関 : 国立感染症研究所

※ 当該牛の地元に対する取材には、十分御配慮をお願いします。

【注1】検査結果の画像

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/bse.html>

【注2】国内で発見された13例（本例を含む）の詳細

<http://www.mhlw.go.jp/topics/0103/tp0308-1.html>

国内措置の見直しについて

1 BSE検査

- と畜場におけるBSE検査対象月齢の見直し
〔検査対象を21ヶ月齢以上とする。必要な経過措置を講じる。〕
- BSE検査技術の高度化について研究開発

2 特定危険部位（SRM）除去・交差汚染防止

- と畜場におけるSRM管理状況の実態調査の定期的実施
- SRMによる枝肉等の汚染防止措置の評価方法について研究開発

3 飼料規制の実効性確保の強化

- 肉骨粉は既に輸入禁止となっているが、更に、飼料の輸入、販売、使用段階における検査・指導など交差汚染防止対策の強化
(輸入飼料の原材料及び飼料小売店の届出義務)
- 個体識別制度、死亡牛検査の確実な実施

4 調査研究の推進

- 牛等の接種実験など調査研究の一層の推進

食品安全委員会における「中間とりまとめ」の概要

1. 今後、我が国では、さらにBSE感染牛が確認される可能性があるが、これらが食物連鎖に入り込み、vCJDが発生するリスクは、現在のBSE検査及び特定危険部位（SRM）除去によって、そのほとんどが排除されているものと推測される。
2. 検出限界以下の牛を検査対象から除外するとしても、SRM除去という措置を変更しなければ、vCJDのリスクが増加することはないと考えられるが、検出限界程度の異常プリオンたん白質を延髄門部に蓄積するBSE感染牛が、潜伏期間のどの時期から発見することが可能となるのか、また、それが何ヶ月齢の牛に相当するのか、現在のところ断片的な事実しかない。ただし、我が国における約 350 万頭に及ぶ検査において発見されたBSE感染牛 9 頭のうち、21、23ヶ月齢の 2 頭のBSE感染牛が確認された事実を勘案すると、21ヶ月齢以上の牛については、現在の検査法によりBSEプリオンの存在が確認される可能性がある。

一方、21、23ヶ月齢の 2 頭のBSE感染牛における延髄門部に含まれる異常プリオンたん白質の量が微量であったこと、また、我が国における約 350 万頭に及ぶ検査により20ヶ月齢以下のBSE感染牛を確認することができなかったことは、今後の我が国のBSE対策を検討する上で十分考慮に入れるべき事実である。
3. 検査法については、検出限界の改善や、牛の生体から採取した組織、血液等を用いた生前検査法の開発等も含め、研究が進められるべきであり、その中で20ヶ月齢以下の牛に由来するリスクの定量的な評価について、今後さらに検討を進める必要がある。
4. 現在の知見では、SRMにBSE発症牛の体内の異常プリオンたん白質の99%以上が集中しているとされていることから、SRM除去は人のBSE感染リスクを低減するために非常に有効な手段である。また、と畜場等における交差汚染を防止することはvCJDのリスクを低減する上で重要である。このため、引き続き適正なSRM除去、交差汚染防止の指導を行うとともに、その実施状況を定期的に検証するなど、適正な実施が保証される仕組みを構築するべきである。
5. 飼料規制については、その実効性が担保されるよう行政当局によるチェックを引き続き行うことが重要である。また、トレーサビリティの担保及び検証を行うとともに、リスク牛検査について引き続き実施する必要がある。

国内のBSE対策に関するリスクコミュニケーション概要

厚生労働省
農林水産省

食品安全委員会が9月9日に了承した「中間とりまとめ」を受けて、今後の国内におけるBSE対策のあり方、見直しの方向について消費者等関係者と意見交換を行うため、9月21日から10月5日にかけて全国7ヶ所（東京、神戸、札幌、熊本、金沢、仙台、名古屋）で「食品に関するリスクコミュニケーション（牛海綿状脳症（BSE）対策に関する意見交換会）」を実施した。

意見交換会では、飼料規制、と畜場における検査、SRMの除去、日米交渉との関係などについて活発な意見交換が行われた。

① 飼料規制について

- ・ 輸入飼料の原料についても、改ざん防止、追跡等ができるようにして欲しい。（消費者団体）
- ・ 肉骨粉以外の原因究明をすべきではないか。（消費者）
- ・ 飼料製造業者への抜き打ち検査を行うとともに、生産現場での交差汚染防止対策が重要。（消費者団体）

② と畜場における検査・SRM（特定危険部位）の除去について

（全頭検査支持）

- ・ SRM除去、飼料規制は完全ではなく、リスク低減のためには全頭検査も必要とっており、報告書を尊重するのであれば、全頭検査を続けるべき。（消費者団体、生産者）
- ・ BSE感染牛はほとんどが乳牛である。また、20ヶ月齢以下でと畜される牛のほとんどが乳雄であり、これを検査対象から除外するのはおかしい。
- ・ 検査済みと検査してない牛肉が出回れば、検査していない牛肉は売りにくくなる。（生産者）

（全頭検査見直し）

- ・ SRM除去が基本であり、全頭検査の見直しを行うべき。（食肉卸業者）
- ・ 全頭検査を見直し、SRMの除去方法の統一の徹底と、それについての立入検査をしっかりとやっていただきたい。（消費者団体）
- ・ 若齢牛の検査を行わなくても、リスクが変わらないのであれば、他の対策に回し、食品の安全性を向上させて欲しい。（消費者）

（その他）

- ・ 自治体が自主的に検査を続けることを妨げないようにして欲しい。（消費者）

③ リスクコミュニケーションのあり方について

- ・ リスクコミュニケーションをもっと十分に行い、議論を続けていくべき。（生産者、行政関係者）

④ 日米協議との関係について

- ・ リスクコミュニケーションで国内対策について意見交換をしている時に日米協議をしているとの報道があるがおかしいのではないか。（消費者団体）
- ・ 米国からの輸入再開に際しては、食品安全委員会に評価を依頼すべき。（生産者）
- ・ 消費者が、アメリカの牛肉を安心して食べれるような対策を講じた上で、早く輸入を解禁して欲しい。（外食業者）
- ・ 米国は牛の生年月日を特定させるシステムはない。月齢の確認ができるのか。（生産者）

(参考)

BSEに関するリスクコミュニケーションの開催状況

○ リスク管理機関（厚生労働省・農林水産省）主催

- ① 平成16年9月21日（火）東京都 13：30～
- ② 平成16年9月22日（水）神戸市 13：30～
- ③ 平成16年9月23日（木）札幌市 13：30～
- ④ 平成16年9月24日（金）熊本市 13：30～
- ⑤ 平成16年9月29日（水）金沢市 13：30～
- ⑥ 平成16年9月30日（木）仙台市 13：00～
- ⑦ 平成16年10月5日（火）名古屋市 13：30～